

見守り 新鮮情報

携帯電話に着信があったので、**かけ直す**と「動画コンテンツに登録し**料金を滞納**している。支払わなければ**民事訴訟**を起

こす」という
音声ガイダ

ンスが流れた。「料金を知りたい方は1を、心当たりのない人は2を」と言われたので「2」を押したところ、**電話が繋がり**、いきなり名前を聞かれた。そこで、先方の名前を尋ねたら電話を切られた。**電話の内容に心当たりがない。** (70歳代 男性)



音声ガイダンスを利用した 架空請求に気をつけて

ひとこと助言



見守るくん

- 非通知や見知らぬ電話番号に出たり、かけ直したりしないようにしましょう。
- 「訴訟を起こす」と言われ不安になっても、決して金銭の要求に応じるはいけません。覚えのない請求は無視しましょう。
- 他にも、音声ガイダンスを使って、公共機関名をかたったり、給付金等の支給などといって個人情報取得しようとする手口もあります。疑問や不安を感じたとき、相手には連絡せず、まずお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第242号 (2016年1月13日) 発行：独立行政法人国民生活センター

お気軽にご相談ください！

八代市消費生活センター 電話：33-4162

(八代市役所 1階市民相談室内)